

被	認 定 証 番 号	福井県公安委員会 第150号
処 分 者	自動車運転代行業者 の名称または記号	S・S代行
	主たる営業所が 所在する市町	福井県坂井市
処 分 年 月 日		令和7年1月23日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		法第12条に規定する損害賠償責任保険（共済） 契約が適用されていない車両で自動車運転代行業 を行ったこと。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第2項
処分を行った都道府県		福井県